

広島市地域コミュニティ活性化ビジョンに基づく取組の推進状況について

1 本市の支援体制の整備

本年2月に策定した「広島市地域コミュニティ活性化ビジョン」（以下「ビジョン」という。）に基づく取組を推進するため、今年度から本庁のコミュニティ再生課に各区を担当する職員を配置するとともに、各区役所においても、地域の窓口となり相談に応じる職員を定めた上で、市社会福祉協議会、区社会福祉協議会とも連携・協力しながら地域の取組を支援する体制を整備した。

現在、各区ごとにコミュニティ再生課、区地域起こし推進課、区地域支えあい課、市社会福祉協議会、区社会福祉協議会の担当者をメンバーとする連絡会議を毎月2回程度開催し、情報共有を図るとともに、地域ニーズや地域課題の把握に努め、それらを踏まえた支援策等について検討を進めている。

2 ビジョンの広報及び地域への周知

(1) 本市の広報紙及びホームページによる広報

広報紙「市民と市政」令和4年4月1日号の1面で、ビジョンの策定に関する記事を掲載し、ビジョンの周知を図るとともに、令和4年4月に本市のホームページに特設サイトを設け、地域コミュニティ活性化に関する情報発信を随時行っている。

(広報紙掲載イメージ)

(ホームページ掲載イメージ)



(2) 地域団体への説明

ビジョン策定後、各区コミュニティ交流協議会等、複数の地域団体が集まる場などにおいて、地区社会福祉協議会や連合町内会・自治会のほか、区レベルの各種地域団体及び市レベルの各種地域団体に対し、ビジョンの内容について説明を行った。

▲<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/community-kasseika/>

(3) 市長出張講座の開催

ビジョンについて、地域での理解を深めていただくとともに、ビジョンに基づく地域の「新たな協力体制」の構築に向けた支援をはじめとする地域コミュニティの活性化に向けた取組について、「新たな協力体制」の構築に特に関心を寄せていただいた地域の皆さんと対話を行う機会を設けるため、市長が自ら地域に出向いて対話する「市長出張講座」を随時開催している。

《市長出張講座の概要》

第一部	市長基調講演（50 分程度）
	地区社会福祉協議会や連合町内会・自治会を対象として、市長が講演を実施
第二部	地域コミュニティの活性化に関する意見交換・質疑応答
	地域コミュニティの活性化に関して、意見交換や質疑応答を実施

《これまでの開催状況》

行政区	地域	実施日	参加者数	会場
中区	本川	8 月 1 日（月）	約 40 名	本川小学校
	神崎	9 月 8 日（木）	約 30 名	神崎会館
東区	尾長	5 月 20 日（金）	約 65 名	東区総合福祉センター
	上温品	5 月 29 日（日）	約 40 名	温品福祉センター
	早稲田	5 月 30 日（月）	約 40 名	早稲田公民館
	戸坂	6 月 5 日（日）	約 40 名	戸坂公民館
南区	比治山	7 月 23 日（土）	約 30 名	段原公民館
西区	大芝	6 月 29 日（水）	約 30 名	大芝集会所
安佐南区	山本	7 月 4 日（月）	約 35 名	祇園公民館
	伴・伴東・大塚・伴南	7 月 8 日（金）	約 15 名	沼田公民館
	毘沙門台	7 月 16 日（土）	約 20 名	安佐南区役所
安佐北区	大林	4 月 30 日（土）	約 30 名	大林集会所
	可部	5 月 13 日（金）	約 25 名	安佐北区総合福祉センター
	高陽	7 月 1 日（金）	約 50 名	高陽公民館
安芸区	瀬野	7 月 30 日（土）	約 70 名	瀬野福祉センター
	阿戸	8 月 3 日（水）	約 50 名	阿戸福祉センター
合計	16 地域		約 610 名	

《市長出張講座の様子》



3 「新たな協力体制」の構築に先導的に取り組む地域の募集

ビジョンに基づき、市民主体のまちづくりを推進する「新たな協力体制」の構築に先導的に取り組む地域の募集を本年7月1日から開始した。9月末現在で7地域からの応募があり、随時、本庁、区役所、市社会福祉協議会、区社会福祉協議会の職員が地域に出向き、伴走支援をしている。

《募集の概要》

応募の方法	地区社会福祉協議会及び連合町内会・自治会が共同（又はいずれかが単独）で、概ね小学校区を活動範囲として活動している団体と連携のうえ、連名で応募
応募の条件	- 行政と協働して広島市地域コミュニティ活性化ビジョンに基づく「新たな協力体制」の構築に向けて先導的に取り組む意欲があること。 「新たな協力体制」の構築に向けた話合いの場に参加する団体を具体的に想定していること。

(1) 市長講演会及び募集に係る説明会の開催

「新たな協力体制」の構築に先導的に取り組む地域の募集に当たり、地域におけるコミュニティ活性化に向けた機運の醸成を図るとともに、募集内容の説明を行うため、地区社会福祉協議会や連合町内会・自治会の会長を主な対象として、各区において市長講演会及び募集に係る説明会を次のとおり開催した。

《開催状況》

行政区	実施日	参加者数	会場
中区	7月4日（月）	約30名	大手町平和ビル5階会議室
東区	6月30日（木）	約50名	東区総合福祉センター3階大会議室
南区	6月30日（木）	約50名	南区役所別館4階大会議室
西区	7月26日（火）	約40名	西区役所4階講堂
安佐南区	8月18日（木）	約30名	安佐南区役所4階講堂
安佐北区	8月17日（水）	約80名	安佐北区総合福祉センター6階大会議室
安芸区	8月19日（金）	約60名	安芸区総合福祉センター3階大会議室
佐伯区	7月25日（月）	約40名	佐伯区役所別館6階大会議室
合計	8回（区）	約380名	

(2) 応募状況

受付日	行政区	小学校区	申請団体
7月6日	安芸区	みどり坂	- みどり坂町内会 - みどり坂地区社会福祉協議会 - ひまわりの会（老人クラブ）
7月29日	東区	早稲田	- 早稲田学区社会福祉協議会 - 早稲田学区自主防災連絡協議会 - 早稲田学区女性会
8月8日	東区	矢賀	- 矢賀学区社会福祉協議会 - 矢賀学区連合町内会 - 矢賀学区青少年健全育成連絡協議会

受付日	行政区	小学校区	申請団体
8月10日	東区	上温品	・上温品地区社会福祉協議会 ・上温品地区連合町内会 ・上温品地区公衆衛生推進協議会 ほか2団体
9月26日	安佐南区	毘沙門台	・毘沙門台学区社会福祉協議会 ・毘沙門台学区内3町内会 ・毘沙門台地区民生委員児童委員協議会 ほか12団体
9月27日	安佐北区	飯室 (旧久地)	・久地地区連合自治会 ・久地地区社会福祉協議会 ・久地地区公衆衛生推進協議会
9月29日	安佐南区	大塚・伴南 ※2小学校区の連名	・大塚・伴南学区社会福祉協議会 ・大塚・伴南学区内8町内会・自治会 ・大塚・伴南地区民生委員児童委員協議会 ほか2団体

【参考】 職員向け市長講演会の開催

本市職員のビジョンに基づく「新たな協力体制」づくりに対するより一層の理解促進や認識の共有を図り、本庁・区役所の職員が所管業務の垣根を越えて、地域コミュニティの活性化に総力を挙げて取り組む機運をさらに高めていくことを目的として、職員向け市長講演会を開催した。

《実施概要》

実施日：令和4年9月7日（水） 会場：広島市役所本庁舎2階講堂
 対象：全職員 ※局・部長級は現地参加（約110名）。課長級以下は後日動画の視聴。

4 地域コミュニティ活性化に向けて現在取り組んでいる主な取組（新規事業・拡充事業）

(1) 「新たな協力体制」の設立・運営に係る支援措置（ビジョン P58）

「新たな協力体制」の構築に向け、本庁が中心となって、区役所の地域起こし推進課、地域支えあい課はもとより、市社会福祉協議会、区社会福祉協議会とも連携・協力しながら、地域からの相談に対し助言を行うなど、積極的に支援を行っている。

また、まちづくりに知見のあるコーディネーターが、地域における円滑な話合いのためのサポートや各種資料・議事録の作成支援などを行えるようにするとともに、税理士が収支予算案の作成時など会計上の困りごとが発生した際に、相談に応じる体制を整えている。

(2) 地域で活動する協同労働団体の立上げ促進（ビジョン P59）

令和3年度までは、支援対象とする団体要件について「構成員の半数が60歳以上である」という年齢要件を設けていたが、今年度からその要件を撤廃し、担い手を増やし、安定的・持続的に運営できるよう団体の立上げ促進を行っている。

(3) 地域活動などに参加しやすい環境づくり（ビジョン P59）

① 職員の地域活動などに参加しやすい環境づくり

今年度、地域活動等のボランティア活動に参加する際、年間6日を限度として職務専念義務を免除するボランティア休暇制度を改正し、町内会・自治会が行うボランティア活動をその対象に加えるなど、本市職員がより地域活動に参加しやすい環境を整えた。

併せて、人事評価制度の見直しを行い、年2回実施する業績評価において、本市職員の町内会・自治会活動への参加や民生委員・児童委員としての活動等を業績目標の一つとして設定できるようにするなど、本市職員の地域活動への参加をより一層促している。

② 企業等の地域貢献活動への参画促進

地域貢献活動に参加するための休暇制度の整備促進や、地域貢献活動に積極的な企業等に対する認定制度の創設などにより、企業の従業員等、働く現役世代が職務内外で地域貢献活動に参画しやすい環境づくりを進めている。

《取組の概要》

ひろしま型地域貢献企業認定制度 (令和4年8月創設)	地域貢献活動に積極的な企業等を「ひろしま型地域貢献企業」として認定する。 【認定のメリット】 認定マークの付与、本市ホームページ内の特設サイトに企業名や活動内容等を掲載、広島市の入札制度における優遇措置
地域貢献活動休暇制度整備促進事業 (令和4年8月創設)	地域貢献活動休暇制度（従業員が地域貢献活動に参加する場合に取得できる有給休暇制度）を整備し、同制度の周知を通じて従業員の休暇取得の促進に取り組む企業等について、本市ホームページ内の特設サイトに企業名を掲載する。

(4) 住民の郷土愛とまちづくりの当事者意識の醸成（ビジョン P59）

各学校と地域が一体となり、地域人材を活用し、地域の特性を生かした特色ある取組を推進することと、将来の地域社会を支える人材の育成を図ることを目的として、今年度から市立の全ての幼稚園、小・中学校、広島中等教育学校（前期課程）及び広島特別支援学校（小学部・中学部）を対象として学校教育活動地域連携推進事業を実施している。

《事業概要》

次の3つのテーマのうち、全ての幼稚園、小・中学校等が、学校運営協議会などと協議しながら、各校の歴史的、地理的、人的資源等の地域特性や子どもの発達段階を考慮した上で、最適なテーマを選択（ただし、小学校は低学年で1テーマ、高学年で1テーマ）し、地域人材等を活用した取組を行う。

- ・ 地域の自然・歴史（自然体験、まちの歴史探訪など）
- ・ 伝統文化（茶道、華道、神楽の体験など）
- ・ キャリア教育（職業調べ、職業講話など）

(5) 災害発生時の迅速かつ的確な対応を可能とする支援体制の整備（ビジョン P59）

災害が発生した時にあっても、地域コミュニティを持続可能なものとしていくため、各区役所において弾力的な対応が可能となるよう、今年度、各区1名ずつ職員を新たに配置した。

(6) 活動拠点運営の支援（ビジョン P59）

スタッフ体制を確保しようとする地区社会福祉協議会を対象とした地区社協活動拠点活性化支援事業について、配置するスタッフの人数や助成対象経費の運用を見直し、今年度から地域の実情に応じて配置人員等を措置できるようにした。

(7) 地域・行政連携による災害対応（ビジョン P59）

災害時等による断水時において、郵便局の敷地を活用した応急給水の実施に向けて、郵便局との協議書を交わし、令和4年9月に協力体制を構築した。

(8) 「新たな協力体制」の設立に係る助成（ビジョン P60）

「新たな協力体制」を設立した地域に対し、50万円を上限として、広島市社会福祉協議会を通じて備品整備費などの設立時に要する経費を助成する制度を令和4年7月に創設した。

《対象となる経費》

- ・ 備品整備費や拠点改修費といった新たな協力体制の拠点整備に要する経費
- ・ 事務所費（拠点の借上料、光熱水費、文房具・コピー代、謝礼金）や各種会議開催費（懇親のための飲食費は対象外）といった新たな協力体制設立当初の運営に要する経費

(9) 空き家を活用した地域活性化の仕組みづくり（ビジョン P60）

中山間地域の空き家を地域資源として捉え、地域の新たな魅力の創出や、定住を促進するための住宅として再生することで人を呼び込み、地域の活性化を図ることを目的として、空き家に関する専門家で構成するプラットフォームを令和4年7月に設置し、地域住民の協力のもと、空き家の活用を支援している。

5 地域コミュニティ活性化に向けた今後の取組

(1) 住民の郷土愛とまちづくりの当事者意識の醸成（ビジョン P59）

地域への関心が低いとされている若い世代を対象としたワークショップを開催し、様々なプログラムを通じて、若い世代の価値観や地域に対する意識を把握するとともに、参加者が地域のことを考えるきっかけとすることで、参加者の郷土愛の醸成を図り、将来の担い手確保につなげる。

(2) 町内会・自治会の加入促進（ビジョン P59）

令和2年度に実施した町内会・自治会等実態調査の結果を踏まえ、未加入世帯が多い未就学児の親世代を対象を絞った加入促進チラシを作成し、今後、4カ月児健康診査受診時や、生協ひろしまとの包括的連携協定を活用して配付するなど、より効果的な加入促進策を実施する。

(3) ふるさと納税を活用した支援（ビジョン P60）

「新たな協力体制」を構築した地域における自主財源の確保を支援するため、「新たな協力体制」又はその構成団体が生産した地域の特産品を広島市ふるさと納税の返礼品に設定するとともに、来年度からの寄附金を地域に還元する仕組みの導入に向けて取組を進める。

(4) 補助制度の見直し（ビジョン P61）

市からの各種地域団体に対する補助金は、使途が制限され、活用が難しいという声や、申請や報告の手続きが煩雑で負担になっているという意見があることを踏まえ、「新たな協力体制」が整った地域に対しては、来年度以降、各種地域団体のこれまでの活動が継続できるよう留意しながら、様々な部署から交付していた補助金を一本化した上で、さらに柔軟に地域の特性を生かした活動が展開できるよう、補助額を上乗せするなど制度の見直しに取り組む。

(5) 地域活動におけるICT活用の支援（ビジョン P62）

地域団体の負担軽減や地域における迅速な情報伝達に向け、団体運営においてICTが積極的に活用されるよう、町内会の役員等を対象としたICT活用講座を開催する。

(6) 地域におけるデータ利活用の促進（ビジョン P62）

まちづくり団体等が行う地域の活性化につながる取組の企画立案や効果検証に活用していただけるよう、中心市街地の人流データを容易に活用できるウェブサイトを住民へ広く公開する。